

重要事項説明書記載内容変更事項

<変更前>

9. 利用料金及び支払い方法

《サービス利用料金》

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

～中略～

月の基本利用金額につきましては、①と②の合計を足したものに、福祉・介護職員処遇改善加算（84／1000）、福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（13／1000）、介護職員等ベースアップ加算（20／1000）を加えたものに後記の障害児通所給付費対象外サービスの料金を加えたものが基本請求金額となります。

<変更後>

9. 利用料金及び支払い方法

《サービス利用料金》

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

～中略～

月の基本利用金額につきましては、①と②の合計を足したものに、福祉・介護職員等処遇改善加算【Ⅰ】（所定単位×134／1000）を加えたものに、後記の障害児通所給付費対象外サービスの料金を加えたものが基本請求金額となります。

上記の通り、2024年 6月 1日より記載内容を変更いたします。